

滑川町町制施行40周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 滑川町は、令和6年に町制施行40周年を迎えるにあたり、町制施行40周年を祝賀する記念事業（以下「事業」という。）を奨励するため、事業を実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、滑川町補助金等の交付手続に関する規則（平成9年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において「会計年度」とは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までをいう。
- 2 この要綱において「冠の名称」とは、次に掲げるものをいう。ただし、事業名称から滑川町であることが容易に分かる場合には、滑川町の文字を省略することができるものとする。
- (1) 滑川町町制施行40周年
 - (2) 滑川町町制施行40周年記念
 - (3) 滑川町町制施行40周年記念事業
- 3 この要綱において「冠事業」とは、前項の冠の名称を掲げた次に掲げる事業とする。
- (1) 広く町民を対象とした事業で、滑川町町制施行40周年を盛り上げる効果があり、町民の誰もが参加できる事業
 - (2) 営利を目的としない事業
 - (3) 特定の政治活動又は宗教活動を目的としない事業
 - (4) その他町長が適当であると認める事業

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる事業は、冠事業の要件を満たす事業とし、補助の対象となる経費は、冠の名称を表示したポスター・パンフレット等の作成費用、謝金、材料賄など直接事業に要する費用とする。
- 2 冠の名称を使用する場合は、補助金の交付を求めない場合でも、この要綱に基づく申請書を提出するものとする。

(実施期間)

第4条 冠事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和6年12月31日までとする。

(補助額)

第5条 第3条の経費に要する補助額は、2万円を限度とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、会計年度において、当該補助事業を開始しようとする日の10日前とし、その提出部数は1部とする。ただし、令和6年4月に開始される事業については、その都度、協議する。

3 申請に当たっては、1団体当たり1回を上限とする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第1項第5号に規定する町長が定める事項は、実施する事業名とする。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書等の様式)

第8条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は様式第2号のとおりとし、冠事業不認定通知書の様式は様式第3号のとおりとする。

(実績報告書・請求書の様式)

第9条 規則第12条の実績報告書は、様式第4号により提出するものとする。

2 補助金は、様式第6号により請求するものとする。

3 変更及び中止の場合は、様式第7号により届け出るものとする。

(添付資料)

第10条 規則第12条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 経費内訳書
- (2) 作成したもの等の参考となるもの
- (3) 事業実施の写真等

(報告書の提出時期)

第11条 規則第12条の報告書の提出時期は、補助事業の完了後20日以内とする。

(確定通知書の様式)

第12条 規則第13条に規定する確定通知書は、様式第5号によるものとする。ただし、確定した補助金等の額が交付決定の額と同額の場合は、当該通知を省略することができる。

(書類の整備等)

第13条 事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳票を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。